

手外科専門医が3名以下の県で専門医を志す医師に対する

特例措置 FAQ

Q1. 代替手段は、2年を超えて3年や4年で48回オンライン参加するのでも認められますか？

A1. 認められます。

Q2. オンラインカンファレンスは、専門医もしくは指導医と専門医取得希望者の2人のみの手外科カンファレンス、1対1の指導となることもありえますが、それは認められますか？

A2. 認められます。

Q3. 同日に3例検討すれば3回分になるのでしょうか？

A3. 認められません。あくまでも2年間で48回以上のオンラインカンファレンスへの参加が必要です。

Q4. 他の都道府県の研修施設のカンファレンスへのオンライン参加しても良いですか？

A4. 可能です。

Q5. 研修施設は複数施設を利用しても良いですか？

A5. 認められます。

Q6. 1年間でカンファレンスに48回以上参加した場合、2年目はカンファレンスに参加しなくても良いのでしょうか？

A6. 認められません。あくまで最低2年間のカンファレンス参加が必要です。

Q7. 例えば2022年の4月1日に代替手段の使用開始後最初のカンファレンスに参加し、2024年の2月1日のカンファレンスを最後とすれば、研修期間は22か月となるため、認められないのでしょうか？

A7. 認められません。最低2年間の参加が必要です。

Q8. 研修施設のカンファレンスにオンライン参加した場合、研修記録（専門医申請特例措置用カンファレンス症例記録）への指導医・専門医の署名はいつまでに貰えば良いのでしょうか？
その際、電子署名の利用は良いのでしょうか？

A8. 専門医受験申請を行うまでに取得されれば大丈夫です。

電子署名の利用可否については、事務局までお問い合わせください。

Q9. この特例措置に沿って受験準備をしている最中に、その県の専門医が4名以上に増えた場合はどうなりますか？

A9. 研修開始時に特例措置の対象であれば、完了までは有効です。

Q10. 研修施設で2年以上3年未満の研修を受けて転勤になった場合、不足分の2倍に相当する期間を代替手段で補填すれば研修資格として認められるでしょうか？

A10. 必須事項である「2年間の研修施設での直接研修」を達成されているのであれば認められます。例えば、研修施設で2年4か月の研修を受けてその後に指導専門医（指導医制度移行期間中の2026.3.31までは日手会指導医または日手会専門医、移行期間終了後の2026.4.1以降は日手会指導医）不在の病院で勤務する場合は、不足分である8か月の2倍の期間である16か月分（32回の直接またはオンラインでのカンファレンス参加）以上の代替手段により合計3年以上の研修と認められます。